

# 令和8年度 高槻認定こども園分室（年度利用保育）のご案内

- お申込の際には必ず入室要件をご確認の上、保育幼稚園事業課でお申込ください。
- 所在地：城内町1-14（高槻認定こども園（八丁畷町）とは別の場所です。）
- 見学の問い合わせ：072-676-7441（高槻認定こども園分室）  
※見学については、ご希望の日時にそえない場合があります。
- 入室に関する問い合わせ：072-674-7692（保育幼稚園事業課）

高槻市には、認可保育施設・事業所の利用希望者のうち、保育の必要性が高い方（週5日勤務かつ週30時間以上の就労が常態となっている方や、同条件で就労予定の方など）で、認可保育施設等の利用ができていない児童に対し、臨時的に入室することができる「高槻認定こども園分室（年度利用保育）」（以下、年度利用保育）があります。

※年度利用保育の運営は、株式会社ポピンズエデュケアに委託しています。

## 1. 入室要件

**認可保育施設等の申し込みを済ませている児童**で以下に当てはまるもの

- ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態としている
  - ◆ 週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態とすることが決まっている（就労予定）
  - ◆ 妊娠・出産要件（産前産後期間）または災害復旧要件等
- ※ 現在、幼稚園・事業所内保育事業所（従業員枠含む）・企業主導型保育事業に在籍している児童は除きます。

## 2. 年度利用保育概要

<対象年齢> 0歳児～5歳児（生後57日目から入室可）

<定員> 50名 ※入室児童の年齢構成等によっては、定員に達していなくても入室できないことがあります（0歳児の児童数が多い場合等）。

<開室時間> 午前7:00～午後7:00（午後6:00以降は別途申請および延長利用料が必要です。）

<利用期限> 入室年度の3月31日まで（就労予定は入室後2ヶ月まで、産前産後・災害復旧等は期間終了まで）  
※詳細は次ページ<入室要件の取扱い・利用期限>参照

<利用料> 0～1歳児：月額35,000円（市民税非課税世帯は無料、利用料の兄弟姉妹減免制度あり）

2歳児：無料

3歳以上児：無料（無償化対象のため。給食費月額5,800円が保護者の実費負担となります）

※退室日は原則月末付けです（利用の有無にかかわらず1月分の保育料が必要）。ただし、月途中に市外転出される場合等を除きます（退室届の提出は退室の前月末までをお願いします）。

<延長利用料> 月額2,000円 ※月途中入退室の場合の日割り計算可（ただし、上記と同じ条件の場合のみ）

<給食> 施設内調理

食物アレルギー対応については、卵・乳のみ、量の多少に関係なく完全除去食対応となります。それ以外のアレルギーについては対応できませんので、弁当持参のご協力をお願いいたします。なお、おやつ時間に提供する菓子・牛乳・ヨーグルトについては、卵・乳・小麦を含まない菓子及び豆乳の代替食対応となります。また、0歳児における粉ミルクについては、代替品で対応します。詳細は保育幼稚園総務課（072-648-3273）までお問い合わせください。

<多子世帯の負担軽減について>

多子世帯については、負担を軽減する制度があります。なお、上の子・下の子に関わりなく、高槻認定こども園分室（年度利用保育）の保育料減免が優先されます（詳細は、38ページ【7. 多子世帯負担軽減制度について】をご参照ください）。

<その他> \*保育士の配置基準、入室児童1人あたりの面積基準等は認可保育施設に準じます。

\*イベントはお誕生日会程度になります。運動会等の行事はありません。

\*お子様の個別の状況によっては、入室いただけない場合があります。ご心配がある場合は、予め、保育幼稚園総務課（648-3273）へご相談いただきますよう、お願いします。

### 3. 入室日および申込締切

※入室申込の受付は入室要件を満たす時から可能となります。

- ◆入室日：1日入室（入室月末日までの育休復帰・就労開始が必要）
- ◆申込締切日：前月10日締切（例：5月1日入室 ⇒ 4月10日締切）  
※10日が土日祝日の場合は、前開庁日となります。  
※申込手続きは保育幼稚園事業課窓口又は郵送での受付となります（FAXでの受付不可）。
- ◆選考結果判明日：前月22日頃 ※内定者にのみ文書通知します。

※翌年度当初（令和9年4月）から入室を希望する場合 第1期：2月中旬締切予定 第2期：3月中旬締切予定  
※令和8年度に入室申込されている方も、令和9年度の利用を希望する場合は、再度入室申込をしていただく必要があります。

### 4. 入室における注意事項（以下の内容をご了承いただいた上でお申し込みください）

#### <入室選考>

- ◆クラス年齢別の定員設定はありません。
- ◆入室児童の年齢構成等によっては、定員に達していなくても入室できないことがあります（0歳児の児童数が多い場合等）。
- ◆申込多数となった場合は、認可保育施設等の利用調整の点数を引用して選考します。

#### <延長保育の利用>

- ◆延長保育の利用には申請が必要です。予め延長保育を利用することが明らかな場合は、申込時に申請書の口欄をチェック（☑）してください。延長保育の利用回数に関わらず料金（月額2,000円）が発生します。申請および入室後、延長保育が必要または不要となった場合は、別途様式で申請が必要です（申請月の翌月から変更となります）。

#### <（就労予定で入室された場合）就労証明書の再提出について>

実際に就労開始された後、就労証明書を再提出してください。

- ※入室後の契約内容の確認になりますので、勤務先に記入していただくようお願いします。
- ※提出期限：入室後2ヶ月以内

#### <入室要件の取扱い・利用期限>

- ◆入室後、退職等の理由で入室要件を満たさなくなった場合、その月末で退室となります。  
※月末までに再就職等により再度入室要件を満たした場合は、この限りではありません。
- ◆申込締切時に、就労予定で入室された場合、利用期限は入室後2ヶ月までとなります。  
※就労証明書の再提出により、契約内容が確認できた場合に限り、利用期限が年度末までとなります。  
※就労証明書において、週5日勤務かつ週30時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆申込締切時に、就労している状態で入室された場合、利用期限は年度末までとなります。
- ◆育児休業明け復帰の方は、産後休暇・育児休業等復帰証明書の提出が必要です。  
※育休復帰証において、週5日勤務かつ週30時間以上の契約内容が確認できない場合、退室となります。
- ◆申込締切時に、妊娠・出産または災害復旧等で入室された場合、利用期限は期間終了日が属する月の月末です。

#### <入室後、認可保育施設等に内定した場合の取扱い>

認可保育施設等に内定した場合、年度利用保育の利用は終了となり、内定施設へ入園となります。  
内定を辞退された場合にも、年度利用保育の利用を継続することはできません。

